

「一般社団法人日本暗号資産取引業協会定款」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 資金決済法 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）をいう。</li><li>2 資金移動業 資金決済法第 2 条第 2 項に定める資金移動業のうち、電子決済手段の発行によるものをいう。</li><li>3 資金移動業者 資金決済法第 2 条第 2 項に定める資金移動業者のうち、電子決済手段の発行による為替取引を業として行う者をいう。</li><li>4 電子決済手段 資金決済法第 2 条第 5 項に定める電子決済手段をいう。</li><li>5 電子決済手段等取引業 資金決済法第 2 条第 10 項に定める電子決済手段等取引業のうち、電子決済手段関連業務を業として行うことをいう。</li><li>6 電子決済手段関連業務 資金決済法第 2 条第 11 項に定める電子決済手段関連業務をいう。</li><li>7 電子決済手段等取引業者 資金決済法第 2 条第 12 項に定</li></ol>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 資金決済法 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）をいう。</li></ol>

める電子決済手段等取引業者のうち、電子決済手段関連業務を業として行う者をいう。

8 暗号資産 資金決済法第2条第14項に定める暗号資産をいう。

9 暗号資産等 暗号資産及び電子決済手段を総称していう。

10 暗号資産交換業 資金決済法第2条第15項に定める暗号資産交換業をいう。

11 暗号資産交換業者 資金決済法第2条第16項に定める暗号資産交換業者をいう。

12 信託会社等 資金決済法第2条第16項に定める信託会社等をいう。

13 特定信託会社 資金決済法第2条第27項に定める特定信託会社をいう。

14 資金移動業者等 資金移動業者及び特定信託会社を総称していう。

15 銀行等 資金決済法第2条第29項に規定する銀行等をいう。

16 金融商品取引法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)をいう。

17 金融商品取引業者 金融商品取引法第29条の登録を受けた者をいう。

18 金融商品仲介業者 金融商品取引法第66条の登録を受けた者をいう。

2 暗号資産 資金決済法第2条第5項に定める暗号資産をいう。

3 暗号資産交換業者 資金決済法第63条の2の登録を受けた者をいう。

4 金融商品取引法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)をいう。

5 金融商品取引業者 金融商品取引法第29条の登録を受けた者をいう。

6 金融商品仲介業者 金融商品取引法第66条の登録を受けた者をいう。

<p>19 所属金融商品取引業者等 金融商品仲介業者が、暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は<b>暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引</b>の媒介の委託を受ける金融商品取引業者又は登録金融機関（金融商品取引法第 33 条の 2 の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他の金融機関をいう。）をいう。</p> <p>20 <b>暗号資産等関連デリバティブ取引業</b> 金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げるいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>① <b>暗号資産等関連デリバティブ取引</b></p> <p>② <b>暗号資産等関連デリバティブ取引</b>の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>③ <b>暗号資産等関連市場デリバティブ取引</b>の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>④ <b>暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引</b>の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>21 暗号資産等関連デリバティブ取引 金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引のうち、<b>暗号資産等</b>又は<b>金融指標（暗号資産等の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。以下「暗号資産等関連金融指標」という。）</b>に係るデリバティブ取引をいう。</p> <p>22 暗号資産等関連市場デリバティブ取引 金融商品取引法第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、<b>暗号</b></p>	<p>7 所属金融商品取引業者等 金融商品仲介業者が、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は<b>海外暗号資産関連デリバティブ取引</b>の媒介の委託を受ける金融商品取引業者又は登録金融機関（金融商品取引法第 33 条の 2 の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他の金融機関をいう。）をいう。</p> <p>8 暗号資産関連デリバティブ取引 金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引のうち、<b>暗号資産</b>又は<b>金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。以下「暗号資産関連金融指標」という。）</b>に係るデリバティブ取引をいう。</p> <p>9 暗号資産関連市場デリバティブ取引 金融商品取引法第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、<b>暗号資産</b>又は<b>暗号資産関連金融指標</b>に係るものをいう。</p>
--	--

資産等又は暗号資産等関連金融指標に係るものをいう。

- 23 暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引 金融商品取引法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、暗号資産等関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。
- 24 第一種会員 第9条第1号に規定する申請資格に該当する者として、第10条の規定により本協会の会員となった者(第10条第5項の規定に基づき第一種会員の資格を取得した者を含む。)をいう。
- 25 第一種会員(資金移動) 第一種会員のうち、資金移動業者等である者をいう。
- 26 第一種会員(暗号資産) 第一種会員のうち、暗号資産交換業者である者をいう。
- 27 第一種会員(電子決済手段) 第一種会員のうち、電子決済手段等取引業者である者をいう。
- 28 第一種会員(デリバティブ) 第一種会員のうち、金融商品取引法第29条又は第33条の2の登録を受けて暗号資産等関連デリバティブ取引業を行う者をいう。
- 29 第二種会員 第9条第2号に規定する申請資格に該当する者として、第10条の規定により本協会の会員となったもの

10 暗号資産関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものをいう。

11 海外暗号資産関連デリバティブ取引 金融商品取引法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、暗号資産関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

12 暗号資産関連デリバティブ取引業 金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げるいずれかを業として行うことをいう。

① 暗号資産関連デリバティブ取引

② 暗号資産関連デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

③ 暗号資産関連市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次

ぎ又は代理

④ 海外暗号資産関連デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

をいう。

30 第三種会員 第9条第3号に規定する申請資格に該当する者として、第10条の規定により本協会の会員となったものをいう。

(目的)

第4条 本協会は、会員の行う暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業並びに暗号資産等関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者等の保護に資することを目的とする。

(業務)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、暗号資産交換業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第一種会員(暗号資産)が暗号資産交換業を行うに当たり、資金決済法その他の法令の規定及び第3号の規則を遵守させるための第一種会員(暗号資産)に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 第一種会員(暗号資産)の行う暗号資産交換業に関し、契約の内容の適正化その他の暗号資産交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (3) 第一種会員(暗号資産)の行う暗号資産交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定

(目的)

第4条 本協会は、会員の行う暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者の保護に資することを目的とする。

(業務)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、暗号資産交換業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員が暗号資産交換業を行うに当たり、資金決済法その他の法令の規定及び第3号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 会員の行う暗号資産交換業に関し、契約の内容の適正化その他の暗号資産交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (3) 会員の行う暗号資産交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定
- (4) 会員の資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

- (4) **第一種会員（暗号資産）**の資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
  - (5) 暗号資産交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
  - (6) **第一種会員（暗号資産）**の行う暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の処理及び紛争解決措置への対応
  - (7) 資金決済法第 97 条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報の暗号資産交換業の利用者への提供
  - (8) 暗号資産交換業の利用者に対する広報その他本協会の目的を達成するために必要な業務
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務
  - (10) 暗号資産及び暗号資産交換業並びにこれらに付随するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修会及び講習会等の開催
- 2 本協会は、前条の目的を達成するため、**電子決済手段等取引業**に関する業務として、次に掲げる業務を行う。
- (1) **第一種会員（電子決済手段）**が**電子決済手段等取引業**を行うに当たり、資金決済法その他の法令の規定及び第 3 号の規則を遵守させるための**第一種会員（電子決済手段）**に対する指導、勧告その他の業務

- (5) 暗号資産交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- (6) **会員**の行う暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の処理及び紛争解決措置への対応
- (7) 資金決済法第 97 条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報の暗号資産交換業の利用者への提供
- (8) 暗号資産交換業の利用者に対する広報その他本協会の目的を達成するために必要な業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務
- (10) 暗号資産及び暗号資産交換業並びにこれらに付随するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修会及び講習会等の開催

2 協会は、前条の目的を達成するため、**暗号資産関連デリバティブ取引業**に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) **会員及び金融商品仲介業者（会員を所属金融商品取引業者等とするものに限る。以下同じ。）**が暗号資産関連デリバティブ取引業を行うに当たり、金融商品取引法その他の法令の規定を遵守させるための**会員及び金融商品仲介業者**に対する指導、勧告その他の業務
- (2) **会員及び金融商品仲介業者の行う暗号資産関連デリバ**

- (2) 第一種会員（電子決済手段）の行う電子決済手段等取引業に関し、契約の内容の適正化その他の電子決済手段等取引業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (3) 第一種会員（電子決済手段）の行う電子決済手段等取引業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定
- (4) 第一種会員（電子決済手段）の資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- (5) 電子決済手段等取引業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- (6) 第一種会員（電子決済手段）の行う電子決済手段等取引業に関する利用者からの苦情の処理及び紛争解決措置への対応
- (7) 資金決済法第 97 条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報の電子決済手段等取引業の利用者への提供

タイプ取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他暗号資産関連デリバティブ取引業の投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

- (3) 会員及び金融商品仲介業者の金融商品取引法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う暗号資産関連デリバティブ取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う暗号資産関連デリバティブ取引業に争いがある場合の金融商品取引法第 78 条の 7 に規定するあっせん
- (6) 金融商品取引法第 78 条の 8 第 1 項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 金融商品取引法第 64 条の 7 第 1 項（第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）又は第 2 項の規定により行う登録事務
- (8) 会員及び金融商品仲介業者の暗号資産関連デリバテ

- (8) 電子決済手段等取引業の利用者に対する広報その他本協会の目的を達成するために必要な業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか電子決済手段等取引業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務
- (10) 電子決済手段及び電子決済手段等取引業並びにこれらに付随するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修会及び講習会等の開催

3 本協会は、前条の目的を達成するため、資金移動業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第一種会員（資金移動）が資金移動業を行うに当たり、資金決済法その他の法令の規定及び第3号の規則を遵守させるための第一種会員（資金移動）に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 第一種会員（資金移動）の行う資金移動業に関し、契約の内容の適正化その他の資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (3) 第一種会員（資金移動）の行う資金移動業の適正化及び

ィブ取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要な規則の制定その他の業務

- (9) 暗号資産関連デリバティブ取引業の投資者に対する広報その他本協会の目的を達成するため必要な業務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、暗号資産関連デリバティブ取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務
- (11) 暗号資産関連デリバティブ取引及びその原資産となる暗号資産、暗号資産関連金融指標並びにこれらに関連するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修会及び講習会等の開催

その取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定

- (4) 第一種会員（資金移動）の資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- (5) 資金移動業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- (6) 第一種会員（資金移動）の行う資金移動業に関する利用者からの苦情の処理及び紛争解決措置への対応
- (7) 資金決済法第 97 条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報の資金移動業の利用者への提供
- (8) 資金移動業の利用者に対する広報その他本協会の目的を達成するために必要な業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、資金移動業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務
- (10) 資金移動業に付随するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修会及び講習会等の開催

4 本協会は、前条の目的を達成するため、暗号資産等関連デリバティブ取引業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第一種会員（デリバティブ）及び金融商品仲介業者（第一種会員（デリバティブ）を所属金融商品取引業者等

とするものに限る。以下同じ。)が暗号資産等関連デリバティブ取引業を行うに当たり、金融商品取引法その他法令の規定を遵守させるための第一種会員（デリバティブ）及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の業務

- (2) 第一種会員（デリバティブ）及び金融商品仲介業者の行う暗号資産等関連デリバティブ取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他暗号資産等関連デリバティブ取引業の投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務
- (3) 第一種会員（デリバティブ）及び金融商品仲介業者の金融商品取引法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 第一種会員（デリバティブ）及び金融商品仲介業者の行う暗号資産等関連デリバティブ取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 第一種会員（デリバティブ）及び金融商品仲介業者の行う暗号資産等関連デリバティブ取引業に争いがある場合の金融商品取引法第 78 条の 7 に規定するあっせん
- (6) 金融商品取引法第 78 条の 8 第 1 項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 金融商品取引法第 64 条の 7 第 1 項（第 66 条の 25 に

において準用する場合を含む。)又は第2項の規定により  
行う登録事務

- (8) 第一種会員(デリバティブ)及び金融商品仲介業者の  
暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘の適正化に必  
要な業務のため必要な規則の制定その他の業務
- (9) 暗号資産等関連デリバティブ取引業の投資者に対する  
広報その他本協会の目的を達成するため必要な業務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、暗号資産等関連デリバテ  
ィブ取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業  
務
- (11) 暗号資産等関連デリバティブ取引及びその原資産と  
なる暗号資産等、暗号資産等関連金融指標並びにこれ  
らに関連するブロックチェーン等の情報技術に関する  
調査研究、研修会及び講習会等の開催

5 本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。

(自主規制規則)

第6条 本協会は、前条第1項から第4項各号に掲げる業務を円滑  
かつ公正に行うため、自主規制規則、協会運営規則その他の  
規則を定めることができる。

(会員の要件)

第9条 本協会は、次の各号に定める申請資格に該当する者で次条  
の規定により会員となった者をもって構成する。

- (1) 第一種会員の申請資格

3 本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。

(自主規制規則)

第6条 本協会は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を  
円滑かつ公正に行うため、自主規制規則、協会運営規則その  
他の規則を定めることができる。

(会員の要件)

第9条 本協会は、次の各号に定める申請資格に該当する者で次条  
の規定により会員となった者をもって構成する。

- (1) 第一種会員の申請資格

イ 資金決済法第2条第8項に定める暗号資産交換業  
者

- イ 暗号資産交換業者
- ロ 資金移動業者等
- ハ 電子決済手段等取引業者

ニ 金融商品取引法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を受けて暗号資産等関連デリバティブ取引業を行う者

(略)

(3) 第三種会員の申請資格

前各号に該当しない者であって、本協会の目的に賛同する者（次のイからハに掲げる者を含むがこれに限られない。）

- イ 銀行等であって、電子決済手段を発行する者
- ロ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定に基づき信託業法第 2 条第 1 項に規定する信託業として他人のために電子決済手段の管理をする信託会社等
- ハ 他人のためにする暗号資産の管理を業として行うことについての特別の規定に基づき、当該管理を業として行う暗号資産交換業者以外の者

(会員の資格の取得)

- ロ 他人のためにする暗号資産の管理を業として行うことについての特別の規定に基づき、当該管理を業として行う暗号資産交換業者以外の者
- ハ 金融商品取引法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を受けて暗号資産関連デリバティブ取引業を行う者

(略)

(3) 第三種会員の申請資格

前各号に該当しない者であって、本協会の目的に賛同する者

(会員の資格の取得)

第 10 条

(略)

第 10 条

(略)

- 5 第 1 項に規定する理事会の承認を受けて**第二種会員又は第三種会員**となった者が前条第 1 号の要件を満たした場合には、第一種会員の資格を取得するものとする。

(略)

(資料の提出等)

第 16 条

(略)

- 2 本協会は、必要があると認めるときは、**電子決済手段等取引業**を行う会員に対して、当該会員の**資金決済法**若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の**電子決済手段等取引業**の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 本協会は、必要があると認めるときは、**資金移動業**を営む会員に対して、当該会員の**資金決済法**若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の**資金移動業**の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 本協会は、必要があると認めるときは、**暗号資産等関連デ**

- 5 第 1 項に規定する理事会の承認を受けて**第二種会員**となった者が前条第 1 号の要件を満たした場合には、第一種会員の資格を取得するものとする。

(略)

(資料の提出等)

第 16 条

(略)

- 2 本協会は、必要があると認めるときは、**暗号資産関連デリバティブ取引業**を行う会員に対して、当該会員又は当該会員を**所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の金融商品取引法**若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の**暗号資産関連デリバティブ取引業**の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

デリバティブ取引業を行う会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の金融商品取引法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の暗号資産等関連デリバティブ取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 5 会員は、前各項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第 17 条 本協会は、第 5 条第 1 項 4 号、同条第 2 項 4 号、同条第 3 項第 4 号又は同条第 4 項第 3 号に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、「監査規則」で定めるところにより、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況並びに業務及び財産の状況又はこれらの帳簿書類その他の資料及び物件を監査することができる。

- 2 前条第 5 項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(会員の処分)

第 18 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるとき

- 3 会員は、前各項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第 17 条 本協会は、第 5 条第 1 項 4 号又は同条第 2 項第 3 号に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、「監査規則」で定めるところにより、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況並びに業務及び財産の状況又はこれらの帳簿書類その他の資料及び物件を監査することができる。

- 2 前条第 3 項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(会員の処分)

第 18 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、第 5 項に規定する手続きにより、当該会員に対して当該事由を示し弁明の機会を与えたうえで、処分を行うことができる。

は、第5項に規定する手続きにより、当該会員に対して当該事由を示し弁明の機会を与えたうえで、処分を行うことができる。

(略)

(12) 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）、役員又は使用人のうちに、反社会的勢力があることにより、**暗号資産交換業、電子決済手段等取引業、資金移動業又は金融商品取引業**の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第56条 本協会は、第5条**第4項**第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

(略)

附則

(会員)

第4条 本協会成立の日において、**資金決済法第2条第16項に定める暗号資産交換業者（成立の日においては資金決済法第2条第8項に定められた仮想通貨交換業者）**であって、本協会成立の日までに入会申込をした者は、本協会の会員であり、第87条第2項の社員とする。

(略)

(12) 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）、役員又は使用人のうちに、反社会的勢力があることにより、**暗号資産交換業又は金融商品取引業**の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第56条 本協会は、第5条**第2項**第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

(略)

附則

(会員)

第4条 本協会成立の日において、**法第2条第8項に定める仮想通貨交換業者**であって、本協会成立の日までに入会申込をした者は、本協会の会員であり、第8条第2項の社員とする。

